

サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

地方自治法第244条の6に定めるサイバーセキュリティを確保するための方針（以下、同方針という。）について、当別町電子自治体推進委員会で策定した当別町情報セキュリティポリシーにおける当別町情報セキュリティ基本方針を当別町、当別町議会、当別町上下水道事業の共同で同方針として取り扱いとする。

令和8年3月31日

当別町

当別町長 後藤 正洋

当別町議会

議長 高谷 茂

当別町上下水道事業

管理者 後藤 正洋